

国土交通省PFIセミナー

平成17年10月12日

PFI 効果の検証と今後の課題

政策研究大学院大学

西野 文雄

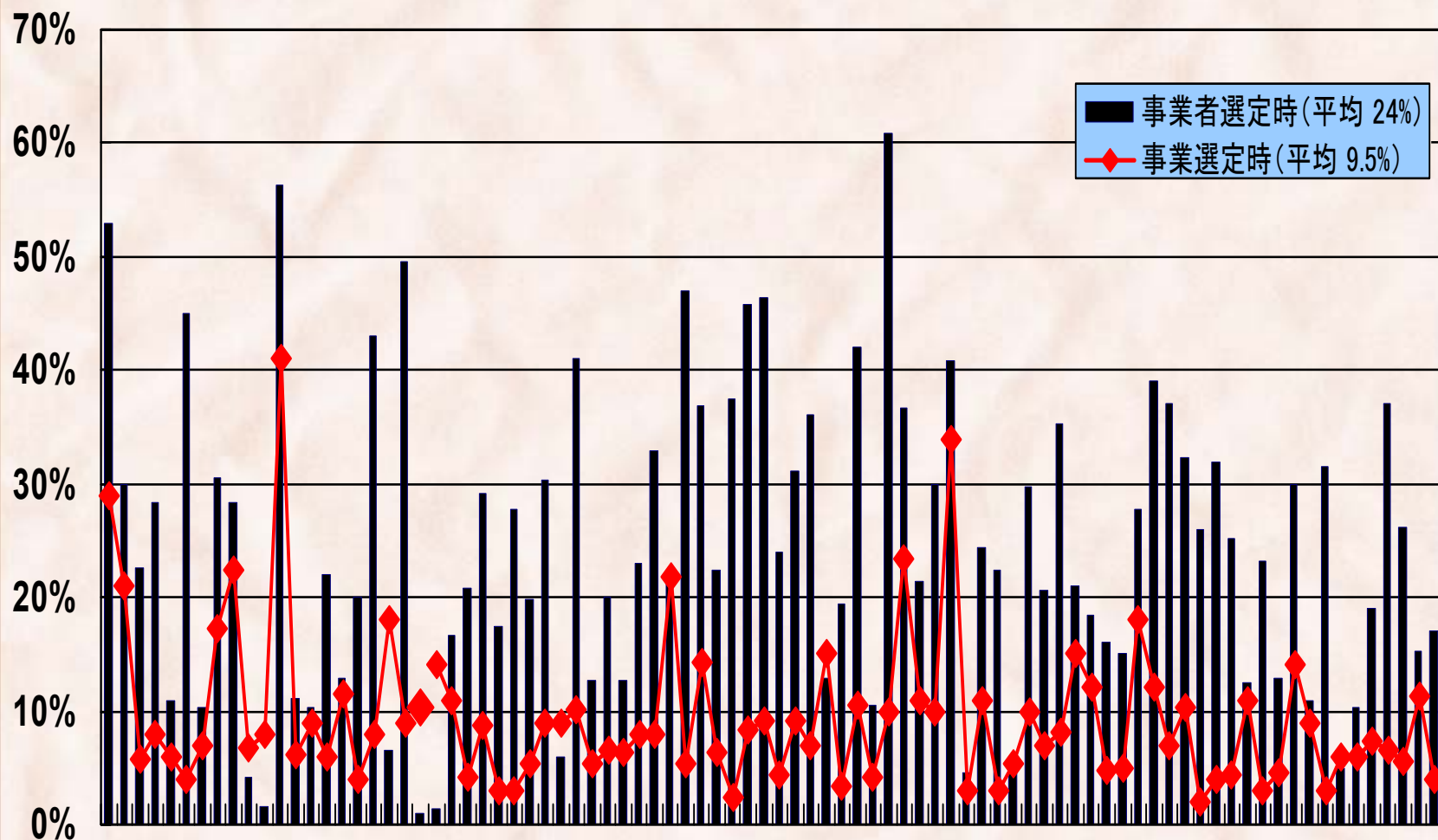
検証として大事な項目：VFMと運営

- PFI案件の運営については破綻した案件以外の情報の取得困難
- VFMについて調査、平成16年末に事業者選定時のVFMが公表されている87件中の86件（一件は特殊な案件でVFM 125%）
- 特定事業選定時の平均値 9.5%
- 事業者選定時の平均値 24.0%
- 事業者選定時の平均値24%は運営費を含んでいるものの、箱物PFIでは施設整備費が大きな割合：従来型の公共施設建設工事入札の落札率と比べた時、どうか？

入札予定価格と比べたVFM

- 特定事業選定時のVFMを、事業選定時に
 - 下まわった案件： 8件（8件に共通する案件無し）
 - 20%以上、上まわった案件： 28件（大学・学校 10件；宿舎・建物 8件；水処理 4件；余熱利用 2件；斎場 2件）
- 留辺蘂町他3町の廃棄物処理ではVFM49.6%の内、8%は質の向上によるVFM
- 質の向上によるVFMの公表は例外的
- 86件の特定事業選定時、事業者選定時のVFMを時系列的にグラフで示すと

公表されているVFM(05年3月末)



VFM値

- VFM値のばらつきは大きいものの、時間的な変化は少ない
- 初期には実績確保のために安価な入札が行われた、ということはないといえよう
- 入札予定価格を大きく下回る案件では、入札予定価格が高額すぎた可能性大
- 事業者選定時の平均値24%は運営費を含む
- 箱物PFIでは施設整備費が大きな割合：従来型の公共施設建設工事入札の落札率と比べた時、どうか、PFIが安価な調達を達成(？)

- 全ての案件で、公共施設に対する要求水準を満たしているのは当然で、実際には要求水準をかなり上回っていると考えて良いであろう
- 質の向上を考慮すれば、現在までPFI案件として実施された多くの案件では、従来型の公共施設の整備、それを用いたサービスの提供より、安価な調達が出来ている、と結論できよう
- 民の創意工夫による質の向上に対するVFMと、リスク移転によるVFMの評価は今後の課題

民の創意工夫によるVFM

- PFIでは性能発注が機能しているのが大きな理由か
- 従来型の調達では仕様発注との誤解が存在するが、公共施設の整備では性能発注以外の発注無し
- 東京オリンピックの施設整備を考えれば、決まっているのは、どの種の競技に対する、どの規模の競技設備が必要、程度が決まっているのみ
- この条件で、施設全体の配置計画、ついで施設の設計の発注
- 発注者と設計者とが協議して工事の仕様が決定

PFIでの性能発注

- 従来型の設計の発注では、受注が決まった段階で金額が決まっている
- 設計費用が確定している上での設計であり、設計過程で、当然工事費用や維持管理費用が考慮されようが、考慮されるといった程度であろう
- PFI案件では、設計時に、工事費用、維持管理費用の全てに、最大の努力を払って創意工夫をしない限り、落札の可能性小
- この結果、従来型の発注とは異なり、性能発注が機能している、と考えてよいであろう

PFI事業実施上の一般的な課題

- 総合評価による事業者決定方法に改善の余地
- 法改正で附則に書かれている段階的事業者選定方法の早期ガイドラインの決定
- 地方自治体で、最終段階で議会がPFIを否決したときの対応の明確化（落札者、入札者に対する費用の支払い等）
- 単年度予算でPFI案件の準備をするのが理由かと想像されるが、入札準備期間不足の解消
- 国の案件では除算方式を採用せざるを得ない状況だが、加算方式を含め自由にした方がよい

総合評価の配点

- 評価する項目と満たすべき項目（基礎項目）に分けるのが一般的であるが、境界が明確でない
- 満たすべき項目（基礎項目）
 - 満たす必要のある項目
 - 満たすべき項目にした方が適当と思われる項目が評価する項目に入っている例が存在
- 評価する項目に性格の異なった項目の混在
 - 金融と収支
 - 施設整備の方法や工期
 - 施設整備と維持管理、運営の内容

- 金融と収支は事業運営にとって重要であるが、提供するサービスの質（VFM）との関係無し
 - 事業運営が困難になる事態の生起確率がある一定の値以上と判断されたときには資格無しとし、ある値以下の時には入札条件を満たすとするのがよい
 - この意味では段階を付けて評価するのは適切ではなく、基礎項目に入れる方が適当か
 - 基礎項目ではなく、評価項目に残す場合には、
 - 1) 箱物PFIで、資金の大部分は初期の2年くらいで支出し、後の維持管理資金の額が少なく、さらにBT方式であり、サービス購入費の収入もほぼ保証されている案件と、
 - 2) BOT方式で、維持管理運営が大きな比率を占める案件では、評価点に大きな差があるのがよい

- 施設整備の方法や工期も金融と収支と似た性格であり、多段階評価が適切かどうか微妙
- 施設整備、維持管理、運営の内容はPFI 事業の提供するサービスの質に直結し、多段階評価が適切な項目であり、評価項目として適切
- 評価する項目の配点に対する配慮
 - 費用対効果の大きい項目や、効果の絶対額の大きい項目の配点を大きくするのが原則であろう;この原則で見ると不自然な配点が存在
 - 箱物PFIでは基本構想は最も大事な項目の一つ;その割には配点の少ない例が存在

総合評価一般競争入札による落札者決定基準と落札者の決定方法

- ガイドラインの記述——民間事業者の選定は本来官の役割、官の選定能力不足時にはコンサルタントの活用、また審査委員会を設けて意見を聞くことも一つの方法
- 地方自治法施行令の記述——あらかじめ学識経験者の意見を聞かなければならない
- ガイドラインの記述は審査委員会となっているが、審査委員会でなく、諮問委員の意見を聞く、あるいは地方自治法施行令の記述が適切な書き方

- 審査委員会の役割はガイドラインの記述通り審査委員会を設けて意見を聞く事に限定すべき
- 審査委員会委員が専門分野外の意見を述べるのは職業人の倫理規定違反になる可能性大
- 有識者として意見を述べるのに、専門職倫理上の問題はないが、そうであれば、実質的に決定基準、落札者の決定は問題
- 審査委員会に説明責任を転嫁しているのが現実